

横須賀市新市立病院建設工事 総合評価一般競争入札説明書

入札参加者は、この「横須賀市新市立病院建設工事 総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）」のほか、「入札心得」及び入札制度等の内容を遵守するとともに、本入札における「入札公告」、「現場説明書」、交付書類一式及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札しなければならない。

1 公告日

令和2年10月26日（月）

2 発注者

横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市長 上地 克明

3 担当部署

横須賀市小川町11番地
横須賀市健康部市立病院課 新市立病院建設担当（以下「病院建設担当」という。）
TEL (046) 822-9991

4 工事概要等

(1) 事業名称

横須賀市新市立病院建設工事

(2) 工事場所（地番）

横須賀市神明町1番8の一部他2筆

(3) 業務内容

実施設計業務及び建設業務

業務内容の詳細は、要求水準書及び添付資料を参照すること。

(4) 工事概要

建物概要（下記施設の建設）

① 病院本棟

階数 地上7階、塔屋1階 構造 鉄骨造（免震構造）

② リニアック棟

階数 地上1階 構造 鉄筋コンクリート造

③ 附属建物等

受水槽ポンプ室等

④ 解体工事

⑤ 外構工事

(5) 事業期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(6) 入札手続

本入札は、一般書留郵便または簡易書留郵便（以下「郵送」という。）により入札書等の提出を行う。

5 入札参加資格

本工事は、次に掲げる《代表構成員》又は《他の構成員》の要件をすべて満たした複数者の特定建設工事共同企業体（乙型）入札とする。ただし、特定建設工事共同企業体（乙型）が、次に掲げる《設計企業》の要件をすべて満たした設計企業とグループを組成し、設計業務を設計企業に担当させることを可とする。なお、本工事は大型工事として横須賀市が定める「入札等における同時に受注できる工事件数（手持件数）の制限」を適用しない。

特定建設工事共同企業体（乙型）による参加者

《代表構成員》

- ア 契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5号第2項に基づく競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）（業務委託）に、業種「建築設計」営業種目「建築設計」、（工事）に、業種「建築一式工事」で業者名が登録されている者であること。
- イ 横須賀市に登録されている経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の建築一式工事の総合評価値が1,800点以上であること。
- ウ 本工事の入札に重複して参加していないこと。
- エ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項に規定する特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- オ 工事分担額が構成員中、最大であること。
- カ 建築一式工事について、平成22年4月1日以降に元請として以下の施工実績を有していること。
 - (I) 病院における300床以上または20,000㎡以上の規模で免震構造の新築または増築工事（増築工事にあつては、増築部分の病床数が300床以上または20,000㎡以上の規模で免震構造のものに限る。）の施工実績があり、引き渡しを完了させた者。
 - (II) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の者であること。なお、施工実績（病床）の規模は、次式により算出（小数点以下切り捨て）し、特定建設工事共同企業体としての施工実績（病床）を上限とする。
施工実績（病床）＝特定建設工事共同企業体の施工実績（病床）×出資比率×2.0
- キ 建築一式工事について、病院における300床以上または20,000㎡以上の規模で免震構造の病院での新築または増築工事（増築工事にあつては、増築部分の病床数が300床または20,000㎡以上の規模で免震構造のものに限る。）を平成22年4月1日以降に監理技術者若しくは主任技術者として履行した実績を有する建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置できること。（本入札の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）なお、本入札の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、配置予定監理技術者を特定できない場合は複数の者を届出可とする。ただし、落札者となった時点で1名に特定すること。

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- ク 平成22年4月1日以降に元請かつ単体で、日本国内における病院のうち、一般病床が300床以上の病院の新築または改築（一部を除く）の実施設計業務を2件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、実施設計業務とは、平成31年国土交通省告示第98号 別添一 第1項第2号イに掲げる業務をいう。
- ケ 平成22年4月1日以降に元請かつ単体で、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の建築物（建築物種別を問わない）の新築または改築（一部を除く）の実施設計業務を含む設計業務を1件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。
- コ ク、ケの設計業務において、総括的な立場または建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、実施設計が終わるまで、管理技術者として配置できるものであること。また、その者は参加者の組織に属し、本入札の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が確認できる者に限る。
- カ 設計業務における配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
- 管理技術者 : 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- 意匠主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- 構造主任技術者 : 建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士
- 電気設備主任技術者 : 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
または同法第2条第5項に規定する建築設備士
- 機械設備主任技術者 : 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
または同法第2条第5項に規定する建築設備士
- ※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とするが、管理技術者と意匠主任技術者は兼務できるものとする。
- シ 設計企業とグループを組成して参加する場合は上記、ク、ケ、コ、カは適用しない。

《他の構成員》

- ア 有資格者名簿（工事）に、担当する業種（下記イに記載するものに限る）について業者名が登録されている者であり、所在区分は市内事業者であること。
- イ 土木一式工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の土木一式工事の総合評定値（総合評点）が830点以上、建築一式工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が670点以上、解体工事を担当する事業者がある場合にあつては経営事項審査の解体工事の総合評定値が650点以上であること。
- ウ 本工事の入札に重複して参加していないこと。
- エ 担当する予定の工事の特定建設業の許可を有し、この工事に対応する監理技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。監理技術者の専任期間は、各構成員の担当する工事期間とする。
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- オ 分担工事額は分担区分に応じた額であること。ただし、請負総額のうち、5億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）を他の構成員が分担すること。

グループで参加する設計企業

《設計企業》

- ア 有資格者名簿（業務委託）に、業種「建築設計」営業種目「建築設計」で業者名が登録されている者であること。
- イ 本工事の入札に重複して参加していないこと。
- ウ 平成22年4月1日以降に元請かつ単体で、日本国内における病院のうち、一般病床が300床以上の病院の新築または改築（一部を除く）の実施設計業務を2件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、実施設計業務とは、平成31年国土交通省告示第98号 別添一 第1項第2号イに掲げる業務をいう。
- エ 平成22年4月1日以降に元請かつ単体で、延べ面積が10,000㎡以上の免震構造の建築物（建築物種別を問わない）の新築または改築（一部を除く）の実施設計業務を含む設計業務を元請として、1件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。
- オ ウ、エの設計業務において、総括的な立場または建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、実施設計が終わるまで、管理技術者として配置できるものであること。また、その者は参加者の組織に属し、本入札の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係が確認できる者に限る。
- カ 設計業務における配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
- | | |
|-----------|---|
| 管理技術者 | : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 |
| 意匠主任技術者 | : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士 |
| 構造主任技術者 | : 建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士 |
| 電気設備主任技術者 | : 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
または同法第2条第5項に規定する建築設備士 |
| 機械設備主任技術者 | : 建築士法第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士
または同法第2条第5項に規定する建築設備士 |
- ※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とするが、管理技術者と意匠主任技術者は兼務できるものとする。

6 入札参加の除外

次に該当する者は、5の参加資格要件を満たしていても入札に参加できない。

- (1) 法人でない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）に基づく指名停止期間中の者
- (4) 建設業法第28条に規定する指示又は営業の停止の措置を受けている者
- (5) 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- (6) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
 - ① 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く

- ③ 会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
- (7) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (9) 横須賀市新市立病院設計・施工事業者選考委員会条例に基づき設置された選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員が役員若しくは顧問として所属している企業。
- (10) 横須賀市新市立病院基本設計及びDB事業者選定支援業務の受託者または受託者と資本関係若しくは人的関係がある者。（下記ア、イ）
- ア 資本関係のある者
次のいずれかに該当する者。
- (ア) 子会社（会社法第2条第3号及び第4号並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項の規定する親会社、子会社をいう。以下同じ。）等と親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）等との関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係のある者
以下のいずれかに該当する者。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち①株式会社の取締役※、②指名委員会等設置会社の執行役、③持分会社の社員、④組合の理事、⑤①から④に準ずる者をいう）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
※ただし①からは次に掲げるものを除く。
- 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

<上記受託者>

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(11) その他、他の入札参加者の構成員になれない者

入札参加者の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（前述の「6 入札参加の除外（10）」のア、イ）は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

7 市内事業者の活用

代表構成員となる請負者は請負代金のうち、5億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）を市内事業者（横須賀市内に登記上の本店を有する法人）に発注（材料購入費を含む）すること。また、一次下請業者が市内事業者以外の場合は二次下請発注金額までを算出対象とする。ただし、市内下請金額に材料購入費を含める場合、材料購入費を算入できる上限は3億円（消費税及び地方消費税相当額を含む）までとする。

8 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の交付等
別表1に定める書類を、次のとおり交付する。

(1) 交付日

令和2年10月26日（月）

(2) 交付方法

ホームページからのダウンロード

(3) 申請書等に関する質問の受付

申請書等に関する質問書（様式第9号）を用いて、以下に記載された質問受付期間内に病院建設担当まで電子メールで提出すること。持参、郵送及び電話等によるものは受け付けない。

質問の内容は、別表1に定める書類に関するもののみとし、その他の内容については一切受け付けない。

令和2年10月26日（月）から同年11月2日（月）午後5時まで

なお、電子メールの件名は「新市立病院建設工事：入札説明書に関する質問書」とすること。質問は簡潔に記載し、1枠に対して1項目を記載すること。また、ファイル形式は変更せずに提出すること。

電子メールアドレス byoin-kensetsu@city.yokosuka.kanagawa.jp

(4) 申請書等に関する質問の回答

質問受付期間内に受け付けた質問に関する回答は、以下に記載した質問回答日に一括してホームページに掲載する。

令和2年11月9日（月）

回答の内容を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、横須賀市は一切の責めを負わない。

(5) 要求水準に関する添付資料の一部(案)の交付

令和2年12月1日(火)に、入札参加資格の要件を満たすと確認された者に対し交付する別表2の資料について、交付に先立ち事前に事業の概要を示すため、要求水準に関する添付資料の一部(案)を5《代表構成員》ア及びイの基準を満たし、かつ希望する者に交付する。交付を希望する者は、要求水準書等秘密保持誓約書(様式第11号)に記名、捺印の上、PDFファイルとして添付をした上で、上記8(3)の電子メールアドレスに、件名を「新市立病院建設工事：要求水準に関する添付資料の一部(案)請求依頼」として請求するとともに、下記9(1)③の提出先へ郵送にて提出すること。請求した者のうち前述の基準を満たすと確認された者に対して、指定のアクセス先URL及びパスワードを記載した電子メールを送付する。これを受理した者は、指定のURLにアクセスしてダウンロードすること。

9 申請書等確認手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に従い申請書等を提出し確認を受けなければならない。

① 提出期間

令和2年11月9日(月)から同年11月20日(金)午後5時までに必着のこと。

② 提出方法

郵送により提出すること。持参または電送による提出は認めない。

③ 提出場所

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所 病院建設担当行

④ 提出書類

別紙「申請書等作成要領」によるものとする。

(2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書等に同封すること。この返送用封筒には返送先を明記し、返信用切手を貼ること。

(切手料金はA4版普通紙2枚と封筒分の重量とする。)

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和2年11月30日(月)までに通知する。

(4) その他

申請書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。なお、提出された申請書等は返却しない。

10 予定価格等

本件に係る予定価格は、16,850,000千円(消費税及び地方消費税相当額を除く)とする。

予定価格を超えた金額で応札した入札書は無効とする。なお、最低制限価格は設定しないが、横須賀市が定めた基準額より入札価格が下回った場合、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の詳細は、後日交付する「低入札価格調査実施要領」で定める。

11 入札参加資格『欠格』の通知を受けた者に対する理由説明

(1) 『確認結果』欄に『欠格』の通知を受けた者は、その理由を通知書に記載されている期限までであれば、説明を求めることができる。

(2) (1)により説明を求める場合は電子メールにより行い、持参、郵送及び電話等によるものは受け付けない。

(3) 理由説明を求めた者に対する回答は、別途、病院建設担当より行う。

12 要求水準書等の交付

入札参加資格の要件を満たすと確認された者に対し、別表2に定める資料を次のとおり交付する。交付にあたっては要求水準書等秘密保持誓約書（様式第11号）を下記の交付日前までに提出すること。なお、8（5）において、既に要求水準書等秘密保持誓約書（様式第11号）を提出している者はこの限りでない。

（1）交付日

令和2年12月1日（火）

（2）交付方法

要求水準書等秘密保持誓約書（様式第11号）を受理した者に対し、指定のアクセス先URL及びパスワードを記載した電子メールを送付する。これを受理した者は、指定のURLにアクセスして要求水準書等をダウンロードすること。

13 技術提案資料等作成に関する質問及び回答

（1）質問の受付

技術提案資料等作成に関する質問書（様式第18号）を用いて、下記に記載された質問受付期間内に病院建設担当まで電子メールで提出すること。持参、郵送及び電話等によるものは受け付けない。なお、質問を行うことができる者は、入札参加資格の要件を満たすと確認された者に限る。

質問の内容は、別表2に定める書類に関するもののみとし、その他の内容については一切受け付けない。

令和2年12月1日（火）から同年12月8日（火）午後5時まで

なお、電子メールの件名は「新市立病院建設工事：技術提案資料等作成に関する質問書」とすること。質問は入札参加資格が有りと判定された1者につき1回までとし、簡潔に記載すること。質問は1枠に対して1項目を記載すること。またファイル形式は変更せずに提出すること。

電子メールアドレス byoin-kensetsu@city.yokosuka.kanagawa.jp

（2）質問の回答

質問受付期間内に受け付けた質問に関する回答は、以下に記載した質問回答日に一括してホームページに掲載する。

令和2年12月22日（火）

回答の内容を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、横須賀市は一切の責めを負わない。

14 数量公開

本工事は、主たる工事が実施設計・施工一括方式によるため、非公開とする。

15 現地視察について

現地視察は利用者及び近隣に配慮して行うこと。

16 開札の日時、場所及び入札書の提出等

(1) 開札日時

令和3年3月中旬ごろ

(2) 開札場所

入札参加者に後日通知する。

(3) 郵送による入札書、積算内訳書（以下「入札書等」という。）の受付期間及び提出場所

① 提出期間

令和3年3月8日（火）から同年3月12日（金）午後5時までに必着のこと。

② 提出方法

郵送により提出すること。持参または電送による提出は認めない。

③ 提出場所

9（1）③と同様とする。

(4) その他

入札書等の作成費用及び提出に要する郵送費用は、入札参加者の負担とする。

17 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書において出精値引は認めない。

18 開札の立会及び傍聴

(1) 開札は入札参加者が立会いの上、行うものとする。入札参加者の立会いがなかった場合、市職員が立会いを行う。

(2) 開札立会人として依頼する入札参加者には開札日当日、口頭で依頼する。

(3) 代理人をもって開札立会人とさせる場合は、「開札立会人委任状」（様式第21号）に記名・押印の上、入札執行時に提出するものとする。

(4) 開札立会人は、以下の事項を含む入札執行の公正性について確認するものとする。

① 封筒の封かんについて

② 開封後の入札書について

(5) 開札立会人は、当該開札後、公正かつ適正な入札であったことを確認するため、別に定める「開札立会確認書」に確認の署名をするものとする。

(6) 同点だった場合のくじ引きは、開札立会人が行う。

(7) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、開札に関する意見や発言等は認めない。

傍聴のための開札会場への入室は、1事業者につき、1名のみとする。傍聴を希望する者は、社員証等、身分を証明するものを持参し提示すること。

19 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、9（3）の通知を受けた後から入札書の受付締切日時までの期間に、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- (2) 入札参加を辞退するとき、または参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、入札辞退届（様式第10号）を提出しなければならない。
- (3) 入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回できない。
- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (5) 入札参加を辞退した者は、申請書等の受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

20 入札執行の保留、延期または取り止め

入札執行の前または執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札執行が困難または執行すべきでないと思われるときは、入札執行を保留、延期または取り止め（以下「保留等」という。）する必要があるものとする。なお、保留等による入札参加者が被った損失について、横須賀市は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等とすべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他横須賀市が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

21 調査の実施

20（2）により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。
この場合、入札参加者は必要に応じて調査に協力すること。

22 入札保証金

入札保証金は、免除する。

23 技術提案資料等の提出

(1) 作成方法

入札参加資格確認結果通知書において適格とされた者は、別表1 ②に規定する様式のうち、様式第3号から第8号、第12号から第17号を、別紙「技術提案資料等の提出について」及び「技術提案資料作成要領」に記載のとおり作成し、提出すること。

(2) 提出日

令和3年2月15日（月）午後5時までに必着のこと。

(3) 提出方法

郵送により提出すること。持参または電送による提出は認めない。

(4) 提出場所

9（1）③と同様とする。

(5) 提出に係る留意事項

別紙「技術提案資料等の提出について」及び「技術提案資料等作成要領」による。

(6) その他

技術提案資料等の作成費用及び提出に要する郵送費用は、入札参加者の負担とする。なお、提出された技術提案資料等は返却しない。

24 落札者決定方式に関する事項

(1) 落札方式

この入札は、入札参加者の入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）と「技術評価点」を総合評価の方法により算出した数値（以下「総合評価点」という。）により落札者を決定する総合評価落札方式を採用する。

(2) 総合評価落札方式の発注タイプ

技術提案と価格を総合的に評価（技術提案型総合評価）する。評価にあたっては、企業の施工能力、品質管理の能力のほかに、特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める。詳しくは、「技術提案資料作成要領」を参照すること。

(3) 総合評価の方法

① 総合評価点は、次の計算式により算出する。

総合評価点（小数点第5位以下を切り捨て）＝（技術評価点÷入札価格）× 100,000,000

② 技術評価点とは、入札参加者が提出する「技術提案書」の内容を基に加点する点数である。また、技術評価点の限度点数は「落札者決定基準」に定めるものとする。

25 総合評価に係る審査及び評価方法

(1) 審査は選考委員会が、審査の対象となった入札参加者の技術提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングにより評価することとする。

(2) 審査において、選考委員会は技術提案書を提出した者に対し、令和3年3月中旬ごろにプレゼンテーション・ヒアリングを行う。プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所については、病院建設担当より別途指示する。プレゼンテーション・ヒアリングには設計を担当する管理技術者及び意匠主任技術者並びに建設を担当する現場代理人及び監理技術者は必ず参加し、参加者全員でプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

(3) 24(3)に基づく総合評価点を算出する。詳しくは、「落札者決定基準」を参照すること。

(4) 以下の項目に該当する場合は、評価対象外となるため、評価を行わない。評価を行わないとした者の入札書は無効とする。

① 入札参加資格を満たしていない場合

② 提出された資料について、虚偽事項がある場合

③ 技術提案資料等が指定した期日に提出しなかった場合

(5) 技術提案資料に含まれるVE提案の費用効果については、審査により採用された項目を令和3年3月5日（金）に電子メールにて入札参加者へ個別に通知するので、入札額にVE提案の費用効果額を反映すること。

26 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、横須賀市より入札参加資格が適格と確認された者であっても、確認の後、入札書提出時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

27 落札者の決定方法等

落札者は、以下の方法により決定する。

- (1) 入札価格が予定価格以下である者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点が同点であった場合、入札価格が低い方を落札者とする。入札価格も同額だった場合は、くじ引きにて落札者を決定する。
- (3) 入札結果の概要及び落札者の技術提案書をホームページで公表する。

28 評価項目の履行に関する事項

技術提案書に基づく提案内容について、施工途中及び工事完了後に履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、横須賀市と落札者が協議の上、定めるものとする。なお、落札者の責により履行されない場合（履行を確認ができない場合）は、違約金として、不履行部分に該当する評価項目の配点に応じた金額を徴収する。

評価項目の配点に応じた金額の計算は下記による。

$$\text{減額} = (1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)) \times C$$

C：当初契約金額

α ：当初加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

29 評価結果に対する理由説明

- (1) 本件を落札できなかった者は、その理由を令和3年3月31日（水）までに、横須賀市に説明を求めることができる。なお、他の入札参加者に関する質問は受け付けず、質問された場合も回答しない。
- (2) (1)により説明を求める場合は電子メールにより行い、持参、郵送、電送及び電話等によるものは受け付けない。なお、電子メールの件名は「新市立病院建設工事：評価結果に対する質問」として、本文に説明を求めたい内容を記載して送付すること。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、別途、病院建設担当より行う。

30 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、参加申請等の提出者の負担とする。
- (2) 入札参加申請または技術提案資料等に虚偽の記載をした者には、横須賀市指名停止等措置規則に基づく入札参加停止を行うことがある。また、申請書等または技術提案資料等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消す。

別表 1

	書類名称	ファイル形式 (※)
	<p>① 入札・契約制度等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札心得 ・ 特定建設工事共同企業体協定書 (乙型) <p>【以下の書類はリンク先からダウンロードすること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀市入札制度等 https://e-bids.yokosuka-ebid.jp/keiyaku/HP/index.html ・ 横須賀市特定建設工事共同企業体結成要綱 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/reiki/reiki_honbu_n/g204RG00001879.html 	<p>(PDF)</p> <p>(DOC)</p>
	<p>② 入札等に関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書 ・ 落札者決定基準 ・ 申請書等作成要領 ・ 技術提案資料等の提出について ・ 技術提案資料作成要領 ・ 様式 <ul style="list-style-type: none"> 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号) 契約実績調書 (工事实績) (様式第2号) 契約実績調書 (設計実績) (様式第3号) 配置技術者実績等調書 (工事・監理技術者) (様式第4号) 配置技術者実績等調書 (設計・管理技術者) (様式第5号) 設計業務担当会社届 (様式第6号) 契約実績に係る証明書 (工事) (様式第7号) 契約実績に係る証明書 (設計) (様式第8号) 申請書等に関する質問書 (様式第9号) 入札辞退届 (様式第10号) 要求水準書等秘密保持誓約書 (様式第11号) 特定建設工事共同企業体 (乙型) 参加申請書 (様式第12号) 使用印鑑届 (様式第13号) 技術提案資料提出書 (様式第14号) 技術提案書 (様式第15号) VE提案一覧表 (様式第16号) VE提案書 (様式第17号) 技術提案資料等作成に関する質問書 (様式第18号) 入札書 (様式第19号) 積算内訳書 (VE前) (様式第20-1号) 積算内訳書 (VE後) (様式第20-2号) 開札立会人委任状 (様式第21号) 	<p>(PDF)</p> <p>(DOC)</p> <p>(XLS)</p>

別表 2

	資料名称	ファイル形式 (※)
	① 契約に関する資料 ・ 工事請負契約書 ・ 工事請負約款	(DOC) (PDF)
	② 要求水準に関する資料 ・ 要求水準書 ・ 添付資料 ・ 参考資料	(PDF)
	③ 低入札価格調査に関する資料 ・ 低入札価格調査実施要領	(PDF)

※ PDF ⇒ Adobe Acrobat PDF形式

DOC ⇒ Microsoft Word DOC形式、DOCX形式

XLS ⇒ Microsoft Excel XLS形式、XLSX形式

スケジュール

申請書等の交付	交付日	令和2年10月26日（月）
別表1に関する質問及び回答	質問期間	令和2年10月26日（月）から同年11月2日（月）午後5時まで
	回答日	令和2年11月9日（月）
申請書等提出期間	提出期間	令和2年11月9日（月）から同年11月20日（金）午後5時まで 【郵送】
入札参加資格の通知	通知日	令和2年11月30日（月）まで
要求水準書等の交付	交付日	令和2年12月1日（火）
別表2に関する質問及び回答	質問期間	令和2年12月1日（火）から同年12月8日（火）午後5時まで
	回答日	令和2年12月22日（火）
技術提案資料等の提出	提出期限	令和3年2月15日（月）午後5時まで【郵送】
VE提案の採否通知	通知日	令和3年3月5日（金）
技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリングの実施	実施日	令和3年3月中旬ごろ プレゼンテーション・ヒアリング対象者に、日時及び場所について病院建設担当より連絡します。 ※電話などによる事前問い合わせには一切お答えできません。
入札書の提出及び入札書の開札	提出期限	令和3年3月12日（金）午後5時まで【郵送】
	開札日時	令和3年3月中旬ごろ 開札日時及び場所について病院建設担当より連絡します。 ※電話などによる事前問い合わせには一切お答えできません。
契約の締結	契約日	令和3年3月末まで